

月報 平成27年 5月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

3月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は180人で、前年同月比で一般が19.7%減、パートは22.2%増で、全体では8.2%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は848人で、前年同月比で5.0%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は390人で、前年同月比で一般求人が25.9%増、パート求人は32.2%減となり、全体として3.2%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業、飲食店・宿泊業などが大幅増加したものの、製造業、卸売・小売業などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は935人で、前年同月比で3.4%の減少となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数、有効求人数ともに減少し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.02ポイント高い1.10倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は1.08倍、パートの有効求人倍率は1.14倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年3月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	180	7.1	▲ 8.2	
	うち男	93	13.4	1.1	
	うち女	87	1.2	▲ 16.3	
	年齢別	～44歳	104	1.0	▲ 5.5
		45～54歳	28	▲ 6.7	▲ 15.2
		55歳～	48	37.1	▲ 9.4
	月間有効求職者数	848	6.5	▲ 5.0	
	うち男	440	7.6	▲ 1.8	
	うち女	407	5.4	▲ 8.3	
	年齢別	～44歳	427	7.0	▲ 4.3
		45～54歳	162	8.7	▲ 13.4
		55歳～	259	4.4	▲ 0.4
求 人 関 係	新規求人数	390	4.8	▲ 3.2	
	主要産業別	建設業	77	30.5	45.3
		製造業	32	▲ 34.7	▲ 38.5
		卸売・小売業	46	53.3	▲ 23.3
		飲食店・宿泊業	54	▲ 57.8	170.0
		医療・福祉	80	56.9	▲ 14.0
月間有効求人数	935	3.4	▲ 3.4		
就 職 関 係	紹介件数	345	19.0	▲ 5.5	
	うち男	173	8.1	▲ 13.1	
	うち女	172	32.3	4.2	
	就職件数	94	17.5	▲ 15.3	
	うち男	44	18.9	▲ 12.0	
	うち女	50	16.3	▲ 18.0	

(パートを含む)

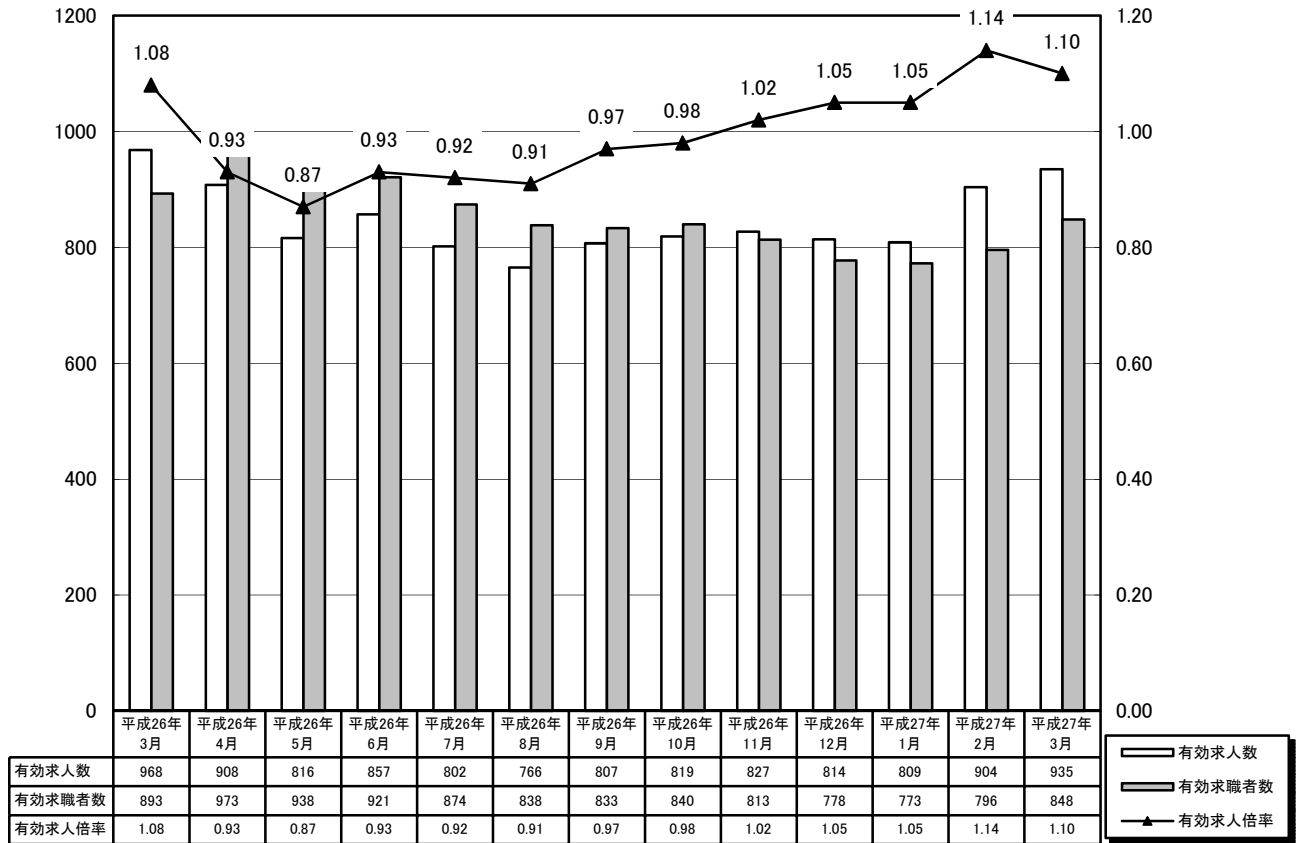
雇用保険取扱状況 平成27年3月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	783	780	775	
	資 格 取 得 者 数	110	102	173	
	資 格 喪 失 者 数	101	105	112	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,901	10,892	10,827	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	30	34	48
		受給者実人員	152	155	190
		支給金額(千円)	17,619	16,493	19,925
	高齢	受給者数	7	2	7
		支給金額(千円)	1,608	466	1,416
	特例	受給者数	2	13	0
		支給金額(千円)	231	2,237	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	9	10	6
		支給金額(千円)	2,142	2,820	1,868

労働市場の動き（平成27年3月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



～事業主の皆様へ～

労働保険年度更新の申告・納付が始まります

平成27年度の労働保険年度更新申告書が5月30日までに郵送されます。
今年度は6月1日（月）から7月10日（金）が申告・納付時期となっておりますので、忘れずに手続きいただくようお願いします。

- ・保険料等は口座振替納付することが可能です。
- ・電子申請を利用すれば、パソコンから申告・納付することが可能です。
- ・昭和26年4月1日までに生まれた方は、雇用保険料の給与からの引き去りは不要です。申告の際もご注意ください。

なお、詳しい手続き方法等については、管轄の労働基準監督署または宮城労働局労働保険徴収課へお問い合わせください。

平成27年5月1日から

「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金）は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

助成額の変更（中小企業事業主）

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

※ 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月 (1年)	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	2年 (1年6か月)	240(100)万円	3年 (1年6か月)
短時間労働者 ^{※3}	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	90(30)万円	1年6か月 (1年)	80(30)万円	2年(1年)

◆高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者 ^{※3}	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※1,2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期～第6期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

